

長生村特定事業主行動計画

長生村長・長生村議会

長生村教育委員会

長生村農業委員会

I 総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、行動計画策定推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・庁内 LAN 等での情報提供等を適切に実施する。
- ④ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、年度ごとに、行動計画策定推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策や計画の見直し等を図る。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

(実施時期：平成17年度から)

- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(実施時期：平成17年度から)

(2) 子供の出生時における父親の休暇取得の促進

- ① 父親が子供の出生時に5日間の休暇を取得できるようにする。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇(2日間)及び年次休暇(3日間)の取得促進を図る。

(実施時期：平成17年度から)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 育児休暇Q&A等を作成し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ③ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

(実施時期：平成17年度から)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業取得の申出があった場合、当該部門において業務分担の見直しを行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 課長会議等の場において、担当部署から定期的に育児休業制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革に努める。

(実施時期：平成17年度から)

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、必要に応じて休業期間中の情報提供を推進する。

(実施時期：平成17年度から)

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

各部門の人事配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

(実施時期：平成17年度から)

- ◎ 以上のような取組を通じて、育児休業・部分休業の取得率を

男性職員 10%

女性職員 100%

とする。

(目標達成年度：平成21年度)

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務制限の制度の周知

- 小学校就学始期に達する間での子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

(実施時期：平成17年度から)

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ① 定時退庁日を設定し、庁内LAN等による注意喚起を図るとともに、管理職員による定時退庁の率先垂範を行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 管理職員の巡回指導による定時退庁の実施の徹底を図る。

(実施時期：平成17年度から)

- ③ 定時退庁ができない職員が多い部署を総務課が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

(実施時期：平成17年度から)

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 会議・打ち合せについては、極力庁内LAN等を活用する。

(実施時期：平成17年度から)

- ③ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

(実施時期：平成17年度から)

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 超過勤務縮減のための指針を策定する。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 課ごとの超過勤務の状況を、総務課で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職員からヒヤリングを行った上で注意喚起を行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ③ 管理職員に対する意識向上のための自己診断チェックリストの作成・配布を行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 総務課は、各課ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して管理職員に報告し、管理職員の超過勤務に関する認識の徹底を図る。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。

(実施時期：平成18年度から)

- ② 課長会議等の場において、担当部署から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ③ 管理職員に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。

(実施時期：平成17年度から)

- ④ 各部署の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期：平成17年度から)

- ⑤ 総務課による年次休暇取得状況の確認を行い、取得率の低い課等の管理職員からヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ⑥ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

(実施時期：平成17年度から)

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期：平成17年度から)

- ② 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期：平成18年度から)

- ③ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期：平成18年度から)

- ④ 年1回、年次休暇を利用したリフレッシュ休暇（連続休暇）の取得促進を図る。

(実施時期：平成18年度から)

- ⑤ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

(実施時期：平成17年度から)

- ◎以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇を目標年度までに20%増加に努める。

(目標達成年度：平成21年度)

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる職場環境（雰囲気）の醸成を図る。

(実施時期：平成17年度から)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(実施時期：平成17年度から)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

- ① 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。
(実施時期：平成18年度から)
- ② 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。
(実施時期：平成18年度から)

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- 交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。
(実施時期：平成17年度から)

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(実施時期：平成18年度から)

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ① 子どもを対象とした職場見学ツアーを実施する
(実施時期：平成18年度から)
- ② 職員のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。
(実施時期：平成18年度から)